

証券コード 9343

2023年3月6日

(電子提供措置の開始日 2023年3月3日)

株 主 各 位

名古屋市中村区名駅三丁目17番34号

株 式 会 社 アイビス

代表取締役社長 神谷栄治

第 24 期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、その内容である電子提供措置事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト「第24期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のURLにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.ibis.ne.jp/company/>

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら後記の議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類をご検討くださいませ、同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2023年3月28日(火曜日) 午後1時

2. 場 所 東京都中央区八丁堀一丁目9番8号 八重洲通ハタビル6階
アットビジネスセンター東京駅八重洲通り 601号室

3. 目的事項

報告事項 第24期(2022年1月1日から2022年12月31日まで)事業報告、計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役(監査等委員であるものを除く)4名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

各議案の概要は、後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」(3ページから6ページ)に記載のとおりであります。

以上

~~~~~

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎ 議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類以外の電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトはその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

## 議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

### 1. 議決権の代理行使の勧誘者

株式会社 アイビス  
代表取締役社長 神谷栄治

### 2. 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）4名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く）4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における職務執行状況や業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員であるものを除く）の候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                   | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                          | 所有する当社の株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| かみや えいじ<br>神谷 栄治<br>(1973年5月30日)<br>【再任】                                                                                                                                       | 2000年5月 有限会社アイビス設立<br>代表取締役社長 就任<br>2001年4月 有限会社アイビスを株式会社へ組織変更<br>代表取締役社長 就任(現任)<br>2001年5月 当社システム開発事業部担当<br>2005年5月 当社モバイル事業部担当<br>2016年12月 株式会社アイビスモバイル(注1)<br>代表取締役社長 就任 | 1,886,243 株 |
| 【取締役候補者とした理由】<br>神谷栄治氏は、2000年5月の当社設立以来、代表取締役社長として経営の指揮を執り、「ibisPaint」の事業展開をはじめ、当社の企業価値向上に大きく貢献して参りました。今後も、同氏が持つ創業者としての理念と強いリーダーシップにより、当社の更なる成長に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。 |                                                                                                                                                                             |             |
| むらかみ かずひこ<br>村上 和彦<br>(1973年12月6日)<br>【再任】                                                                                                                                     | 2001年4月 当社常務取締役 就任(現任)<br>2001年5月 当社派遣事業部担当<br>2006年10月 当社プロフェッショナル・サポート事業部担当<br>2016年12月 株式会社アイビスモバイル(注1)<br>常務取締役 就任<br>2021年1月 当社ソリューション事業部担当(現任)                        | 559,680 株   |
| 【取締役候補者とした理由】<br>村上和彦氏は、2001年4月以来、創業期から当社の経営に参画し、派遣事業や管理部門の担当役員として当社の成長を牽引して参りました。今後も、内部統制面において強いリーダーシップを発揮するとともに、ソリューション事業部門の更なる事業拡大に向けて貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。       |                                                                                                                                                                             |             |

|                                                                                                                                                                      |                                                                                                                     |   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| まるやま たくや<br>丸山拓也<br>(1989年6月16日)<br>【再任】                                                                                                                             | 2017年4月 株式会社アイビスモバイル(現 当社)入社<br>2019年10月 当社モバイル事業部 課長代理<br>2020年3月 当社取締役 就任(現任)<br>2020年4月 当社モバイル事業部担当(現任)          | — |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>丸山拓也氏は、大学院生時代にアルバイトを経て当社へ入社以来、「ibisPaint」の技術開発における中心的な役割を担い、「ibisPaint」の成長に貢献して参りました。今後も、モバイル事業部門の更なる事業拡大に向けて貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。 |                                                                                                                     |   |
| やすい ひでかず<br>安井英和<br>(1967年6月23日)<br>【再任】                                                                                                                             | 1990年4月 丸万証券株式会社(現 東海東京証券株式会社)入社<br>2007年6月 株式会社ヤマナカ 入社<br>2018年6月 同社執行役員 就任<br>2021年2月 当社取締役 就任(現任)<br>当社管理部担当(現任) | — |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>安井英和氏は、金融機関及び事業会社における経営管理に関する長年の経験と幅広い知見を有しており、上場に向けた当社の管理部門の体制整備に貢献して参りました。今後も、内部管理体制の充実・強化に向けて貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。              |                                                                                                                     |   |

(注)1. 株式会社アイビスモバイルは、2019年9月に当社との吸収合併により消滅いたしました。

2. 取締役候補者神谷栄治氏は当社の経営を支配している者であります。
3. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 当社は、取締役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の職務執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が、保険期間中の総支払限度額の範囲内で補填されることとなり、被保険者の全て保険料を当社が全額負担しております。本議案をご承認いただいた場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新する予定であります。

## 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                       | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する当社の株式の数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| おぜき いっぺい<br>尾 関 一 平<br>(1945年11月30日)<br>【再任】                                                                                                                                                                                                                                       | 1968年 4月 富士通株式会社入社<br>1984年 6月 日本デジタルイクイップメント株式会社入社<br>2012年 9月 当社 社外取締役 就任<br>2016年12月 株式会社アイビスモバイル(注1)<br>社外取締役 就任<br>2020年 3月 当社監査役 就任<br>2021年10月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)                                                                              | —           |
| 【取締役候補者とした理由】<br>尾関一平氏は、IT関連企業での長年の勤務経験から、ITに関する幅広い知識・知見を有しており、常勤監査等委員として当社の監査体制の充実・強化に貢献して参りました。今後も、当社の経営全般の監視と監査の実効性向上に向けて貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                       |             |
| みやざき ようへい<br>宮 崎 陽 平<br>(1978年3月16日)<br>【再任】<br>【社外】<br>【独立】                                                                                                                                                                                                                       | 2004年12月 中央青山監査法人入所<br>2007年 8月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人 トーマツ)入所<br>2008年 5月 公認会計士登録<br>2010年 1月 宮崎信次公認会計士・税理士事務所入所<br>2017年 7月 宮崎陽平公認会計士・税理士事務所所長(現任)<br>2020年 9月 当社社外監査役 就任<br>2021年10月 当社社外取締役(監査等委員)就任(現任)<br><br><重要な兼職の状況><br><br>宮崎陽平公認会計士・税理士事務所所長 | —           |
| 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】<br>宮崎陽平氏は、公認会計士・税理士としての専門的な知識・経験等を有しており、それらの豊富な経験等を活かし当社のコーポレートガバナンス体制の強化に貢献して参りました。今後も、社外取締役の立場から経営の意思決定の妥当性・適正性の確保に向けて貢献が期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 |                                                                                                                                                                                                                                                       |             |

|                                                          |                                     |   |
|----------------------------------------------------------|-------------------------------------|---|
| こんどう なおき<br>近藤直生<br>(1973年12月4日)<br>【再任】<br>【社外】<br>【独立】 | 2000年10月 弁護士登録                      | — |
|                                                          | 2000年10月 ときわ総合法律事務所入所               |   |
|                                                          | 2004年 3月 弁護士法人大江橋法律事務所入所            |   |
|                                                          | 2009年 3月 ニューヨーク州弁護士登録               |   |
|                                                          | 2009年 7月 経済産業省通商政策局通商機構部参事官補佐       |   |
|                                                          | 2012年12月 弁護士法人大江橋法律事務所入所            |   |
|                                                          | 2016年 1月 同法人パートナー 就任(現任)            |   |
|                                                          | 2021年 3月 当社社外監査役 就任                 |   |
|                                                          | 2021年10月 当社社外取締役(監査等委員)就任(現任)       |   |
|                                                          | <重要な兼職の状況><br>弁護士法人大江橋法律事務所パートナー弁護士 |   |

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

近藤直生氏は、弁護士としての専門的な知識・経験等を有しており、当社の指名報酬委員会委員長を務めるなど当社のコーポレートガバナンス体制の強化に貢献して参りました。今後も、社外取締役の立場から経営の意思決定の妥当性・適正性の確保に向けて貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

(注)1. 株式会社アイビスモバイルは、2019年9月に当社との吸収合併により消滅いたしました。

2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 宮崎陽平氏及び近藤直生氏は社外取締役候補者であります。
4. 宮崎陽平氏は、現在当社の社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結のときをもって、1年5ヶ月となります。なお、同氏は、2020年9月から2021年10月までの間、当社の社外監査役でありました。
5. 近藤直生氏は、現在当社の社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結のときをもって、1年5ヶ月となります。なお、同氏は、2021年3月から2020年10月までの間、当社の社外監査役でありました。
6. 尾関一平氏、宮崎陽平氏及び近藤直生氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としており、各氏が監査等委員である取締役に選任された場合、当社は各氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
7. 当社は、宮崎陽平氏及び近藤直生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
8. 当社は、取締役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の職務執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が、保険期間中の総支払限度額の範囲内で補填されることとなり、被保険者の全て保険料を当社が全額負担しております。本議案をご承認いただいた場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新する予定であります。

以上

# 事業報告

( 2022年1月1日から  
2022年12月31日まで )

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が長期化するなか、行動制限や入国制限の緩和等により社会活動が正常化する動きが見られました。一方で引き続きウクライナ情勢による地政学リスクや原油価格・原材料価格の上昇が個人消費に与える影響など不安材料も抱えており、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境の下、当社は引き続き、コロナ禍における時差通勤、テレワークの実施、ビジネスチャットを活用したWeb会議等により、感染予防に努めながら、安定的な事業活動を推進するとともに、モバイルペイントアプリ『ibisPaint』を提供するモバイル事業及びIT技術者派遣と受託開発を行うソリューション事業の事業拡大を図ってまいりました。また、各種社内規程・マニュアルの整備やJ-SOXへの対応など、内部管理体制の整備に取り組んでまいりました。

以上の結果、当事業年度の経営成績は、売上高3,397,886千円（前年同期比23.8%増）、営業利益219,908千円（前年同期比266.2%増）、経常利益238,130千円（前年同期比121.5%増）、当期純利益168,692千円（前年同期比133.3%増）となりました。

事業セグメント別の状況は、以下のとおりであります。

#### <モバイル事業>

当事業年度におきましては、主製品であるモバイルペイントアプリ『ibisPaint』シリーズについて、アプリ上の新機能や様々な改善・仕様変更に対応した最新バージョン（ver. 9.4.9からver. 10.0.6まで）のリリースや、第12～18回素材コンテストの開催及び様々な無料素材の新規追加、YouTubeお絵かき講座での継続的な動画投稿のほか、2022年12月に中国向けキャンペーン（売切型アプリの無料配布）を開催したことにより、シリーズ累計ダウンロード数が2022年12月末に2億9,848万件（前年同期比39.7%増）となりました。また、サブスクリプション型（月額課金・年額課金）のプレミアム会員数は66,257人（前年同期比81.0%増）、売切型アプリの累計販売数は740,657件（前年同期比66.8%増）となりました。本事業の広告ビジネスにおいて主な収入源となっているアプリ広告売上、及びBtoCビジネスにおいて主な収入源となっているプレミアム会員サービスのサブスクリプション売上等がいずれも好調に推移した結果、売上高は2,164,140千円（前年同期比30.4%増）となりました。また、モバイル事業全体の売上高に対する海外売上は1,587,446千円（前年同期比16.2%増）となり、その比率は73.4%と、依然高い水準で推移しております。前事業年度に引き続き、新規ユーザの獲得及び売上高の伸長を重視する方針の下、積極的に広告宣伝費を投下した結果、セグメント利益は391,623千円（前年同期比132.7%増）となりました。

#### <ソリューション事業>

当事業年度におけるIT技術者派遣につきましては、昨年からのコロナ禍で積みあがった派遣労働者の待機コスト解消に向けて営業活動を積極化するとともに、技術者派遣の需要が想定以上に増加したことから、高スキルの技術者を中心に、待機者の早期解消が進みました。しかしながら、経験の浅い技術者や外国籍の技術者等の需要は依然として低迷しており、需要の二極化が進んでおります。受託開発については、情報通信関連企業からの需要が想定以上に発生したなど、Webアプリケーションや業務システム等への投資は復調傾向にあります。以上の結果、売上高は1,233,745千円（前年同期比13.7%増）となり、内訳としては、IT技術者派遣が1,055,649千円（前年同期比10.2%増）、受託開発が178,096千円（前年同期比40.2%増）となりました。前事業年度は新型コロナウイルス感染症が本格的にまん延し、IT技術者派遣において人材採用費を抑制する方針で運営しておりましたが、当事業年度は人材採用費の投資を積極的に推進したことから、セグメント利益は161,606千円（前年同期比2.0%増）となりました。

#### (2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は87,208千円であります。その主なものは、『ibisPaint』のソフトウェア開発であります。

#### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

##### ① 営業強化策

##### <モバイル事業>

自社開発のモバイルペイントアプリ『ibisPaint』においては、ユーザのニーズ、トレンドの変化などにスピーディに対応し、AIやディープラーニングなど最先端の技術を活用することによって、顧客のさらなる拡大を図り、広告収入、及びサブスクリプション収入の増加を目指してまいります。

##### <ソリューション事業>

モバイルアプリの受託開発においては、コンシューマ向けアプリから業務アプリまで、常に新しい技術を取り入れながら、企画・設計から開発・運用・保守まで、ワンストップでトータルにSIサービスを提供する体制を構築してまいります。

IT技術者派遣においては、東京・名古屋・大阪の拠点を中心に、各クライアントの高い要望に対してスピーディかつ、的確に派遣技術者を送り込む体制を構築するとともに、クライアント・取引エリアの開拓・拡大を図ってまいります。

##### ② 人材の確保及び育成

急速な技術革新への対応と、あらゆる職種での人材の質及び量の向上が事業拡大には不可欠であり、このような環境や変化に対応し、適切にニーズにあったサービスを提供できる体制を構築していくことが重要であると認識しております。そのために、優秀な人材の確保と育成は、事業発展のための根幹と考え、当社として必要な人材の定義を改めて明確化した上で、適時必要な戦力となる社員の採用を行い、育成していくことを、業容拡大への源泉としてまいります。

### ③ 内部管理体制の強化

当社は管理機能集中や各種システム導入による情報セキュリティ機能の向上及び、会社法だけでなく金融商品取引法にも対応した内部統制システムの整備を行うなど、有効性が高く、効率の良い内部管理体制の強化を行ってまいりました。今後は、前事業年度までに構築した体制を高機能に維持していくために人員の採用と育成に注力しながら、引き続き内部管理体制を強化していく方針であります。

### (5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                             | 第21期<br>(2019年12月期) | 第22期<br>(2020年12月期) | 第23期<br>2021年12月期 | 第24期(当期)<br>2022年12月期 |
|---------------------------------|---------------------|---------------------|-------------------|-----------------------|
| 売上高 千円                          | 361,025             | 1,618,470           | 2,744,150         | 3,397,886             |
| 経常利益又は経常損失(△) 千円                | 14,387              | △68,530             | 107,498           | 238,130               |
| 当期純利益又は当期純損失(△) 千円              | 31,736              | △39,850             | 72,310            | 168,692               |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△) 円 | 11.38               | △14.29              | 25.93             | 60.49                 |
| 総資産 千円                          | 487,747             | 853,922             | 952,334           | 1,289,288             |
| 純資産 千円                          | 230,211             | 190,360             | 262,670           | 431,363               |
| 1株当たり純資産額 円                     | 81.63               | 67.34               | 93.27             | 153.76                |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式数により算出しております。
2. 第21期は決算期変更により2019年10月1日から2019年12月31日までの3ヶ月間となっております。
3. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産及び収益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

### (6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。

### (7) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

| 事業部門      | 事業内容                              |
|-----------|-----------------------------------|
| モバイル事業    | ・モバイル端末向け応用ソフトウェアの研究、開発、配信及び販売    |
| ソリューション事業 | ・IT技術者派遣事業及びモバイル端末向けアプリケーションの受託開発 |

(8) 主要な事業所 (2022年12月31日現在)

| 名 称   | 所 在 地               |
|-------|---------------------|
| 名古屋本社 | 名古屋市中村区名駅三丁目17番34号  |
| 東京本社  | 東京都中央区八丁堀一丁目9番9号    |
| 東京事業所 | 東京都中央区八丁堀二丁目16番3号   |
| 大阪支社  | 大阪市東淀川区東中島一丁目18番22号 |

(9) 従業員の状況 (2022年12月31日現在)

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 221名 | 29名増   | 34.2歳 | 4.1年   |

(注)従業員数には、臨時雇用者（パート・アルバイト及び派遣社員）は含まれておりません。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2022年12月31日現在)

| 借 入 先        | 借 入 金 残 高 |
|--------------|-----------|
| 株式会社日本政策金融公庫 | 66,400 千円 |
| 株式会社十六銀行     | 30,030    |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 12,694    |

2. 会社の株式に関する事項 (2022年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 11,150,000 株
- (2) 発行済株式の総数 2,788,783 株
- (3) 株主数 3 名
- (4) 大株主

| 株 主 名 | 持 株 数       | 持 株 比 率 |
|-------|-------------|---------|
| 神谷 栄治 | 1,886,243 株 | 67.6 %  |
| 村上 和彦 | 559,680     | 20.1    |
| 渡辺 秀行 | 342,860     | 12.3    |

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（2022年12月31日現在）

|                     |                                         | 2019年有償第1回新株予約権                                  | 2019年無償第1回新株予約権                                  |
|---------------------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 発行決議日               |                                         | 2019年12月17日                                      | 2019年12月17日                                      |
| 新株予約権の数             |                                         | 150,000個                                         | 38,197個                                          |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数  |                                         | 普通株式150,000株<br>(新株予約権1個につき1株)                   | 普通株式38,197株<br>(新株予約権1個につき1株)                    |
| 新株予約権の払込金額          |                                         | 新株予約権1個につき17円                                    | 新株予約権と引換に金銭の払込を要しない                              |
| 権利行使期間              |                                         | 2019年12月20日から<br>2029年12月19日まで                   | 2021年12月21日から<br>2029年12月19日まで                   |
| 主な行使条件              |                                         | (注2、3)                                           | (注3)                                             |
| 役員<br>の<br>保有<br>状況 | 取締役(監査等<br>委員である取締<br>役及び社外取締<br>役を除く。) | 新株予約権の数 150,000個<br>目的となる株式数 150,000株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 2,938個(注1)<br>目的となる株式数 2,938株<br>保有者数 1名 |

|                     |                                         | 2020年無償第1回新株予約権                              | 2021年無償第1回新株予約権                                |
|---------------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 発行決議日               |                                         | 2020年3月26日                                   | 2021年10月1日                                     |
| 新株予約権の数             |                                         | 5,971個                                       | 68,700個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数  |                                         | 普通株式5,971株<br>(新株予約権1個につき1株)                 | 普通株式68,700株<br>(新株予約権1個につき1株)                  |
| 新株予約権の払込金額          |                                         | 新株予約権と引換に金銭の払込を要しない                          | 新株予約権と引換に金銭の払込を要しない                            |
| 権利行使期間              |                                         | 2022年4月1日から<br>2030年3月30日まで                  | 2023年10月9日から<br>2031年9月30日まで                   |
| 主な行使条件              |                                         | (注3)                                         | (注3)                                           |
| 役員<br>の<br>保有<br>状況 | 取締役(監査等<br>委員である取締<br>役及び社外取締<br>役を除く。) | 新株予約権の数 5,971個<br>目的となる株式数 5,971株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 65,800個<br>目的となる株式数 65,800株<br>保有者数 2名 |

(注) 1. 保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものです。

2. 新株予約権者は、当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当社の筆頭株主がその保有する当社普通株式の全部又は一部を第三者に対して売却する場合（当社の普通株式について、日本国内の金融商品取引所において上場されることに伴い又は上場された後に売却される場合を除く。）、若しくは合併その他の組織再編により当社の筆頭株主がその保有する当社普通株式の全部又は一部と引き換えに他の財産等の交付を受ける場合にのみ新株予約権を行使することができる。但し、これらに該当する直前に手続き上の観点から事前に新株予約権の権利行使する必要がある場合等正当な事由があると取締役会が認めた場合はこの限りでない。
3. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、退職（定年退職含む）、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2022年12月31日現在)

| 地 位                  | 氏 名   | 担当及び重要な兼職の状況        |
|----------------------|-------|---------------------|
| 代表取締役社長              | 神谷 栄治 |                     |
| 常 務 取 締 役            | 村上 和彦 | ソリューション事業部担当        |
| 取 締 役                | 丸山 拓也 | モバイル事業部担当           |
| 取 締 役                | 安井 英和 | 管理部担当               |
| 取 締 役<br>(常勤監査等委員)   | 尾関 一平 |                     |
| 取 締 役<br>(監 査 等 委 員) | 宮崎 陽平 | 宮崎陽平公認会計士・税理士事務所 所長 |
| 取 締 役<br>(監 査 等 委 員) | 近藤 直生 | 弁護士法人大江橋法律事務所 パートナー |

(注) 1. 取締役 宮崎陽平氏及び近藤直生氏は、社外取締役であります。

2. 取締役 宮崎陽平氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

3. 当社は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、尾関一平氏を常勤の監査等委員に選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約は、被保険者がその地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被る法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を補填の対象としております。

当該契約の被保険者は当社の取締役、執行役員及び管理職従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

#### (4) 取締役の報酬等

##### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等に係る決定方針を定めております。

また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は以下のとおりであります。

なお、監査等委員である取締役の個人別の報酬は、固定報酬としての基本報酬のみで構成し、監査等委員である取締役の協議によって決定いたします。

- a. 報酬等（業績に連動しない金銭報酬）の額またはその算定方法の決定方針  
取締役の役位や在任年数等に応じて支給額を決定する。
- b. 業績指標の内容及び業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定方針  
役位や在任年数等に応じて設定される基準額（取締役全員、一律、前期固定報酬の10%）に、前事業年度の業績指標に応じてあらかじめ定めた適用倍率を乗じた額とする。
- c. 非金銭報酬等の内容及び非金銭報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定方針  
当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、非金銭報酬として新株予約権を付与するものとし、付与数は、役位や在任年数等に応じて決定するものとする。
- d. 報酬等の種類ごとの割合の決定方針  
固定の金銭報酬（但し、役員退職慰労金は除く）である固定報酬：業績連動報酬等である変動報酬の割合がおよそ 1 : 0.0~0.35 となるように支給するものとする。
- e. 報酬等を与える時期または条件の決定方針  
役員報酬のうち、基本報酬（固定報酬と変動報酬の合計）は毎月、役員退職慰労金は退任時、新株予約権は一定の時期に支給付与するものとする。
- f. 決定の全部または一部の第三者への委任に関する事項  
個人別の報酬等の内容についての決定の全部または一部を第三者へ委任していない。
- g. 第三者への委任以外の決定方法  
個人別の報酬等は、次号に掲げる方法により、役位、在任年数、会社への付加価値、経営内容等を考慮して決定する。
  - (a) 取締役の基本報酬は、株主総会が決定する報酬限度額内において、代表取締役社長が当社の定める規定に従い作成した原案に基づき、監査等委員会での事前協議を経て、取締役会が審議、決定する。
  - (b) 取締役の役員退職慰労金は、その額及び支給対象者については株主総会の決議による。また、その支給時期及び支給方法等は、取締役会の決議に一任する旨の株主総会の決議に基づき、当社の定める規定に従い取締役会で審議、決定する。
  - (c) 取締役の新株予約権は、株主総会が決定する報酬限度額内において、代表取締役社長が当社の定める規定に従い作成した原案に基づき、監査等委員会、取締役会（但し、株主総会決議を要する場合に限る。）での事前協議を経て、株主総会又は取締役会で審議、決定する。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2021年10月1日開催の臨時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分は50百万円以内）と決議されております。当該臨時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名です。取締役（監査等委員である取締役）の報酬限度額は、2021年10月1日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内と決議されております。当該臨時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役）の員数は3名（うち社外取締役2名）です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬の額については、当社の「役員報酬規程」の定めにより代表取締役社長が作成した各取締役の個人別の報酬等の具体的な内容の原案に基づき、監査等委員会での事前協議を経て、取締役会において決議することとしております。代表取締役社長が各取締役の個人別の報酬等の具体的な内容の原案を作成している理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

退職慰労金については、株主総会での決議を前提に、当社の「役員退職慰労金規程」の定めに基づき役位、在任年数、貢献度その他の事情を考慮して算定し、取締役会の決議により監査等委員を除く取締役に対して支給することとしております。

なお、今後の取締役の報酬については、2022年9月30日開催の取締役会において決議された、取締役会の諮問機関である指名報酬委員会にて審議され、同委員会の答申を踏まえて取締役会において決定いたします。

④取締役の報酬等の額等

| 役員区分                         | 報酬等の総額<br>(千円)    | 報酬等の種類別の総額 (千円)   |         |        |        | 対象となる<br>役員の数<br>(人) |
|------------------------------|-------------------|-------------------|---------|--------|--------|----------------------|
|                              |                   | 基本報酬              | 業績連動報酬等 | 退職慰労金  | 非金銭報酬等 |                      |
| 取締役（監査等委員であるものを除く。）          | 177,754           | 132,783           | 31,808  | 13,163 | —      | 4                    |
| 監査等委員である<br>取締役<br>(うち社外取締役) | 10,233<br>(4,400) | 10,233<br>(4,400) | —       | —      | —      | 3<br>(2)             |

(注) 1. 業績連動報酬等にかかる業績指標は前事業年度における売上高成長率であり、その実績は前事業年度比170%であります。当該指標を選択した理由は、当社の目標とする経営指標が、年次毎の増収増益であり、売上及び収益の成長に注力しているためであります。なお、業績連動報酬の額の算定方法は、「①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであります。

2. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

| 区分               | 氏名    | 重要な兼職先と当社との関係                                              |
|------------------|-------|------------------------------------------------------------|
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 宮崎 陽平 | 宮崎陽平公認会計士・税理士事務所の所長を兼務しております。なお、当社と兼務先との間には、特別な利害関係はありません。 |
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 近藤 直生 | 弁護士法人大江橋法律事務所のパートナーを兼務しております。なお、当社と兼務先との間には、特別な利害関係はありません。 |

## ②当事業年度における主な活動状況

| 区 分              | 氏 名   | 主な活動状況並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                 |
|------------------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 宮崎 陽平 | 当事業年度に開催された取締役会21回全て、監査等委員会13回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的な見地から経営に有益な助言・提言、適切な監査の実施、監査意見の形成に有益な発言を適時行うほか、独立した立場から当社の業務執行を適切に監督しております。        |
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 近藤 直生 | 当事業年度に開催された取締役会21回全て、監査等委員会13回全てに出席いたしました。弁護士としての法律分野での豊富な経験・見地から、経営に有益な助言・提言、適切な監査の実施、監査意見の形成に有益な発言を適時行うほか、独立した立場から当社の業務執行を適切に監督しております。 |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                          | 報酬等の額    |
|--------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額   | 12,000千円 |
| 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 12,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適正であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は会計監査人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は会計監査人の不信任に関する議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図るとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な経営課題と位置づけております。こうした中、当社では「内部統制システムに関する基本方針」を制定し、当該方針に基づき以下のとおり運営しております。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 当社は、取締役会規程等の諸規程・規則を整備し、取締役及び使用人は、これらを遵守する。
  - b. 当社の取締役及び使用人の業務の適正性を確保するため、内部監査室は、定期的に内部監査を実施し、業務の適正性、内部統制の有効性と妥当性を確保する。又、監査結果については、代表取締役社長に報告するものとする。
  - c. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「リスク・コンプライアンス管理規程」を定める。
  - d. 「リスク・コンプライアンス管理規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社全体のコンプライアンス体制の構築及び推進を図る。
  - e. 法令違反・不正行為等の未然防止と検出された場合の早期解決を図るため、通報・相談を受付ける内部通報窓口を設置する。又、当社は通報・相談を行った者及びその協力者に不利益が生じる恐れのないよう、その保護義務を負う。
  - f. 法令違反行為等に対しては、厳正な処分を行うとともに、各ステークホルダーに対し、十分な説明を行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - a. 取締役の職務の執行に係る情報や文書(電磁的記録も含む)については、「文書管理規程」に基づき、保存及び管理を行う。又、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直しを行う。
  - b. 取締役及び監査等委員である取締役(以下、監査等委員という)が、当該文書等の内容を取得・共有し、適切な取扱いについて協議出来る体制を確保する。
  - c. 当社は、法令及び証券取引所の定める諸規程・規則等に従い、会社情報の適時・適切な開示を行う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - a. 会社経営及び事業運営に関するリスクについて、「リスク・コンプライアンス管理規程」に基づき、検討・見直しを行い、毎事業年度の経営計画に反映し、経営のマネジメントサイクルの中でリスクの統制を行う体制とする。
  - b. 取締役は、自らの分掌範囲のリスク管理について責任を持つとともに全社横断的なリスクに対しては、リスク・コンプライアンス委員会等の専門委員会を設置し、全社的な対応を図る。
  - c. 自然災害等による非常事態に関するリスクに備え、日常的リスク管理を徹底するとともに、非常事態の発生時は緊急対策本部を設置し、役職員の安全確保に取組み、各ステークホルダーに対し、必要な情報の開示を行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a. 取締役会を原則月1回開催する他、必要に応じ臨時に開催することにより、経営方針及び重要な業務執行等の審議・決議を迅速に行う。
  - b. 経営計画を策定し、各組織の分掌及び権限を明確に定め、ITの適切な活用を図ることにより、職務執行を効率的に行う。

- ⑤ 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a. 監査等委員会が監査を行うために補助使用人を必要とする場合には、取締役会は補助使用人の設置について決議するものとする。
  - b. 補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、補助使用人は取締役の指揮命令を受けないものとし、当該期間中の任命・異動・評価・解任等については監査等委員会の同意を必要とする。
  - c. 監査等委員より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、監査等委員の指揮命令に従うものとする。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制、その他の監査等委員への報告に関する体制
- a. 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した時には、監査等委員に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。又、監査等委員から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても速やかに報告を行わなければならない。
  - b. 当社は、監査等委員に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制を構築する。
- ⑦ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査等委員会は、代表取締役社長、会計監査人と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。
  - b. 監査等委員は、必要に応じて重要な社内会議に出席することが出来る。
  - c. 監査の実施にあたり、監査等委員会が必要と認める場合における弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
  - d. 監査等委員会は、内部監査室と緊密な連携を保ち、必要に応じて内部監査室に調査を依頼することが出来る。
- ⑧ 監査等委員の職務執行について生ずる費用等の処理に係わる方針
- 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払、又は償還の手續、その他の当該職務の執行について生ずる費用、又は償還の処理については、監査等委員の請求等に従い円滑に行える体制とする。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、「経理規程」類を整備するとともに、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理し、予防及び牽制機能を整備・運用・評価し、不備があれば是正を行う体制を整備する。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
- a. 公序良俗に反し、市民社会に脅威を与える反社会的勢力について、断固たる排除の姿勢で臨むことを全ての取締役及び使用人へ周知徹底し、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。
  - b. 反社会的勢力の排除に対しては、弁護士や警察等の外部機関と連携して組織的な対応を諮るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処出来る体制を整備する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### ① 取締役の職務執行について

取締役会は取締役7名により構成されており、うち2名は社外取締役であります。取締役会は原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時の取締役会を開催することで、法令で定められた事項や、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を監督しております。

### ② 監査等委員会の監査体制について

監査等委員会は監査等委員である社外取締役2名を含む3名により構成されております。各監査等委員は監査等委員会が定めた監査基準、監査計画及び職務分担に基づき、取締役の業務執行の適法性及び妥当性について監査しております。

### ③ リスク管理体制について

リスク・コンプライアンス委員会は取締役会の直属委員会であり、取締役7名及び管理部門、事業部門の責任者により構成されております。リスク・コンプライアンス委員会は原則毎月1回開催しており、当社におけるリスク・コンプライアンス管理に関わる取り組みを推進しております。

### ④ 内部監査の実施について

当社は代表取締役社長の直轄組織となる内部監査部門として、内部統制推進室及び内部監査室を設置しております。内部統制推進室は内部統制報告制度（J-SOX）の対応部署として財務報告に係る内部統制の整備、運用を行っております。内部監査室は各部署の業務執行状況全般に対して内部監査を実施しております。

## (3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## (4) 剰余金の配当等の決定に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付け、今後の業容拡大と経営基盤強化のための内部留保の充実を図りつつ、配当性向を基準とした業績連動型の配当を実施することを基本方針としております。

当社の配当政策としては、今後の成長に向けた事業資金を確保するため内部留保の充実に重点を置きつつ、2023年12月期以降において、株主利益の最大化と内部留保のバランスを図りながら、業績動向及び財政状態等を総合的に判断した上で、配当性向15～20%を目安に配当を実施していく方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本としております。

また、その他年1回中間配当を行うことが出来る旨及びその他に基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨並びに剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目            | 金 額              | 科 目              | 金 額              |
|----------------|------------------|------------------|------------------|
| (資 産 の 部)      |                  | (負 債 の 部)        |                  |
| <b>流動資産</b>    | <b>1,052,816</b> | <b>流動負債</b>      | <b>756,791</b>   |
| 現金及び預金         | 594,765          | 1年内返済予定の長期借入金    | 34,380           |
| 売掛金            | 373,053          | 未払金              | 509,422          |
| 貯蔵品            | 268              | 未払費用             | 25,772           |
| 前渡金            | 47               | 未払法人税等           | 72,741           |
| 前払費用           | 55,642           | 契約負債             | 39,995           |
| その他            | 29,038           | 預り金              | 16,275           |
|                |                  | 賞与引当金            | 58,203           |
| <b>固定資産</b>    | <b>236,471</b>   | <b>固定負債</b>      | <b>101,133</b>   |
| 有形固定資産         | 9,516            | 長期借入金            | 74,744           |
| 建物             | 13,771           | 役員退職慰労引当金        | 20,241           |
| 工具、器具及び備品      | 3,392            | その他              | 6,148            |
| 減価償却累計額        | △7,647           |                  |                  |
|                |                  | <b>負 債 合 計</b>   | <b>857,924</b>   |
| 無形固定資産         | 90,982           | (純 資 産 の 部)      |                  |
| 商標権            | 438              | <b>株主資本</b>      | <b>428,813</b>   |
| ソフトウェア         | 90,544           | 資本金              | 95,925           |
| 投資その他の資産       | 135,971          | 資本剰余金            | 93,526           |
| 長期前払費用         | 6,762            | 資本準備金            | 56,935           |
| 保険積立金          | 64,719           | その他資本剰余金         | 36,591           |
| 繰延税金資産         | 35,965           | 利益剰余金            | 239,362          |
| その他            | 28,524           | 利益準備金            | 45               |
|                |                  | その他利益剰余金         | 239,316          |
|                |                  | 繰越利益剰余金          | 239,316          |
|                |                  | <b>新株予約権</b>     | <b>2,550</b>     |
|                |                  | <b>純 資 産 合 計</b> | <b>431,363</b>   |
| <b>資 産 合 計</b> | <b>1,289,288</b> | <b>負債・純資産合計</b>  | <b>1,289,288</b> |

# 損益計算書

( 2022年1月1日から  
2022年12月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額     |           |
|--------------|---------|-----------|
| 売上高          |         | 3,397,886 |
| 売上原価         |         | 1,028,130 |
| 売上総利益        |         | 2,369,755 |
| 販売費及び一般管理費   |         | 2,149,847 |
| 営業利益         |         | 219,908   |
| 営業外収益        |         |           |
| 為替差益         | 13,459  |           |
| 受取報奨金        | 8,722   |           |
| その他          | 2,360   | 24,541    |
| 営業外費用        |         |           |
| 支払利息         | 4,268   |           |
| 上場関連費用       | 2,000   |           |
| その他          | 51      | 6,320     |
| 経常利益         |         | 238,130   |
| 特別損失         |         |           |
| 固定資産除却損      | 132     | 132       |
| 税引前当期純利益     |         | 237,998   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 81,431  |           |
| 法人税等調整額      | △12,126 | 69,305    |
| 当期純利益        |         | 168,692   |

# 株主資本等変動計算書

( 2022年1月1日から )  
( 2022年12月31日まで )

(単位：千円)

|         | 株主資本   |        |          |         |
|---------|--------|--------|----------|---------|
|         | 資本金    | 資本剰余金  |          |         |
|         |        | 資本準備金  | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 当期首残高   | 95,925 | 56,935 | 36,591   | 93,526  |
| 当期変動額   |        |        |          |         |
| 当期純利益   | —      | —      | —        | —       |
| 当期変動額合計 | —      | —      | —        | —       |
| 当期末残高   | 95,925 | 56,935 | 36,591   | 93,526  |

|         | 株主資本  |                     |         |         | 新株予約権 | 純資産合計   |
|---------|-------|---------------------|---------|---------|-------|---------|
|         | 利益剰余金 |                     |         | 株主資本合計  |       |         |
|         | 利益準備金 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 |         |       |         |
| 当期首残高   | 45    | 70,623              | 70,669  | 260,120 | 2,550 | 262,670 |
| 当期変動額   |       |                     |         |         |       |         |
| 当期純利益   | —     | 168,692             | 168,692 | 168,692 | —     | 168,692 |
| 当期変動額合計 | —     | 168,692             | 168,692 | 168,692 | —     | 168,692 |
| 当期末残高   | 45    | 239,316             | 239,362 | 428,813 | 2,550 | 431,363 |

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

##### 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|           |       |
|-----------|-------|
| 建物        | 2～15年 |
| 工具、器具及び備品 | 2～15年 |

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒実績率によるほか、債権の内容を検討して回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末においては、引当金の計上はありません。

##### (2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

##### (3) 製品保証引当金

将来の保証費用の支出に備えるため、請負売上に対する過去の実積率に基づき算定した金額、及び不具合修正が見込まれる売上済プロジェクトの個別見込額を計上しております。なお、当事業年度末においては、引当金の計上はありません。

##### (4) 受注損失引当金

受注案件の将来の損失に備えるため、ソフトウェアの請負契約に基づく開発案件のうち、当事業年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについて、その損失見込額を計上しております。なお、当事業年度末においては、引当金の計上はありません。

##### (5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、個別注記表「収益認識に関する注記 2. 収益を理解するための基礎となる情報」に記載のとおりであります。

## 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

受託型のソフトウェア開発に関して、従来は、ソフトウェアの進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準を適用しておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足にかかる進捗度の測定は、期末日までに発生した開発原価が、予想される開発原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

収益認識会計基準等を適用したため、「流動負債」に表示していた「前受収益」は当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。

## 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「為替差益」(前事業年度428千円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。また、前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「助成金収入」(当事業年度565千円)及び「営業外費用」の「支払手数料」(当事業年度50千円)は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとし、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。なお、時価をもって貸借対照表価額とする金融商品を保有しておらず、計算書類に与える影響はありません。

## 会計上の見積りに関する注記

### 1. 市場販売目的ソフトウェア

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|        |          |
|--------|----------|
| ソフトウェア | 89,588千円 |
|--------|----------|

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間(3年以内)に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法により減価償却金額を算出しております。

販売実績収益又は将来の販売見込収益が当初見込みと比べて大きく乖離した場合、追加の費用計上が必要となる場合があります。

また、今後、事業環境の変化により保有する市場販売目的ソフトウェアの収益性が著しく低下し投資額を回収できなくなった場合には、一時費用が発生し当社の業績に影響を与える可能性があります。

2. 受注制作のソフトウェア開発に係る一定の期間にわたり充足される履行義務について認識した収益

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高（未検収分） 27,919千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

受注制作のソフトウェアのうち、当事業年度末までの進捗部分について履行義務の充足が認められる契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。なお、進捗度につきましては、当該案件の見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）により算出しております。

当該見積りは、開発人員の人的費用や外注費等の積算であります。開発途中での仕様変更や、想定していなかった原価の発生などにより、追加工数が発生し進捗度が変動した場合には、翌事業年度以降の計算書類に影響を与える可能性があります。

3. 繰延税金資産

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 35,965千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

事業計画に基づいた将来の課税所得の見積りにより回収が見込まれると判断した将来減算一時差異について、繰延税金資産を計上しております。当該見積りは、将来の不確実な経済状況の変動などの影響を受けるため、実際に発生した課税所得が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類に影響を与える可能性があります。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,788,783株

2. 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 193,581株

税効果会計関係に関する注記

繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|               |           |
|---------------|-----------|
| 賞与引当金         | 20,021 千円 |
| 未払事業税         | 7,864 "   |
| 役員退職慰労引当金     | 6,962 "   |
| 資産除去債務        | 2,529 "   |
| 退職金制度変更による未払金 | 2,121 "   |
| 減価償却超過額       | 1,435 "   |
| 一括償却資産        | 1,000 "   |
| その他           | 1,913 "   |
| 繰延税金資産小計      | 43,850 千円 |
| 評価性引当額        | △7,885 "  |
| 繰延税金資産合計      | 35,965 千円 |
| 繰延税金資産純額      | 35,965 千円 |

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入によって調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されています。海外取引を行うにあたって生じる外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内に支払期日が到来するものであります。

短期借入金及び長期借入金は、経営安定化のために運転資金として借入れたものであり、償還日は決算日後、最長で4年半後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 当社信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について与信管理規程に従い、取引相手先ごとに期日管理及び債権残高管理、与信残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としています。

##### ② 市場リスクの管理

外貨建の営業債権・債務については、為替の変動リスクに晒されておりますが、担当部門が為替の変動を定期的にモニタリングし、為替動向を随時把握することにより、適切に管理しております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部財務経理課が適時に資金繰り計画を作成、更新し、十分な手許流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

|           | 貸借対照表計上額 | 時価      | 差額   |
|-----------|----------|---------|------|
| 長期借入金(※1) | 109,124  | 108,254 | △869 |
| 負債計       | 109,124  | 108,254 | △869 |

(※1) 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金として表示しております。

(※2) 「現金及び預金」「売掛金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期的で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

#### (注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|        | 1年以内    | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|--------|---------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金 | 594,765 | —           | —            | —    |
| 売掛金    | 373,053 | —           | —            | —    |
| 合計     | 967,819 | —           | —            | —    |

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

|       | 1年以内   | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超 |
|-------|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 長期借入金 | 34,380 | 31,090      | 20,454      | 14,400      | 8,800       | —   |
| 合計    | 34,380 | 31,090      | 20,454      | 14,400      | 8,800       | —   |

(※) 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金として表示しております。

### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

#### (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分    | 時価 (千円) |         |      |         |
|-------|---------|---------|------|---------|
|       | レベル1    | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 長期借入金 | —       | 108,254 | —    | 108,254 |
| 負債計   | —       | 108,254 | —    | 108,254 |

(注) 時価の算定に用いた評価方法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していることから、当該価額を時価としております。固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|               | 報告セグメント   |           | 合計        |
|---------------|-----------|-----------|-----------|
|               | モバイル事業    | ソリューション事業 |           |
| アプリ広告         | 1,740,106 | —         | 1,740,106 |
| サブスクリプション     | 198,184   | —         | 198,184   |
| 売切型アプリ        | 216,180   | —         | 216,180   |
| IT技術者派遣       | —         | 1,055,649 | 1,055,649 |
| 受託開発          | —         | 178,096   | 178,096   |
| その他           | 9,669     | —         | 9,669     |
| 顧客との契約から生じる収益 | 2,164,140 | 1,233,745 | 3,397,886 |
| その他の収益        | —         | —         | —         |
| 外部顧客への売上高     | 2,164,140 | 1,233,745 | 3,397,886 |

## 2. 収益を理解するための基礎となる情報

当社における主な顧客との契約から生じる収益の内容は以下のとおりです。

### (1) モバイル事業

#### ① アプリ広告

アドネットワークシステムを介して、当社アプリ上の広告枠の提供を行っております。当該サービスは、顧客のアプリに広告が掲載された時点、または顧客がバナーをクリックした時点において履行義務が充足されると判断し、当該時点にて収益を認識しております。

#### ② サブスクリプション

広告非表示を含む追加機能や追加素材等の利用が可能となる定額課金型のプレミアム会員サービスの提供を行っております。当該サービスは、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

#### ③ 売切型アプリ

アプリ上の広告が非表示となる有料版アプリの提供、及び無料版アプリインストール後の広告除去アドオンの提供を行っております。当該サービスは、顧客が有料版アプリまたは広告除去アドオンを購入した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点において収益を認識しております。

### (2) ソリューション事業

#### ① IT技術者派遣

当社のシステムエンジニア等の技術者を派遣契約に基づき顧客企業へ派遣し、顧客企業の指揮命令下においてサービスを提供しております。当該サービスは、契約期間にわたり稼働時間の経過に応じて充足されると判断し、稼働時間を基に収益を認識しております。

#### ② 受託開発

主に請負契約又は準委任契約によるもので、モバイルアプリの受託開発を提供しております。当該サービスは、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法を採用しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）により算出しております。

## 3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

|                     | 当事業年度   |
|---------------------|---------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 442,172 |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 373,053 |
| 契約資産（期首残高）          | 1,336   |
| 契約資産（期末残高）          | —       |
| 契約負債（期首残高）          | 11,964  |
| 契約負債（期末残高）          | 39,995  |

契約資産は、受託開発においてシステム開発の進捗度の測定に基づいて認識した収益に係る未請求売掛金であります。契約資産は、顧客の検収時に売上債権へ振替えられます。

契約負債は、主にサブスクリプション型サービスにおいて、顧客から受けとった契約期間分の対価の前受であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高が含まれていた額は、11,964千円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

一株当たり情報に関する注記

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 153円76銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 60円49銭  |

重要な後発事象に関する注記

(公募による募集株式発行)

当社は、2023年3月23日の東京証券取引所グロース市場への上場に伴い、2023年2月17日開催の取締役会において、以下のとおり公募による募集株式の発行を決議いたしました。

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 700,000株
- (2) 募集株式の払込金額 未定 (2023年3月6日の取締役会で決定する。)
- (3) 払込期日 2023年3月22日 (水曜日)

- (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、2023年3月14日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

- (5) 募集方法 発行価格での一般募集とし、東海東京証券株式会社、みずほ証券株式会社、大和証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、株式会社SBI証券、楽天証券株式会社及び松井証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。

- (6) 発行価格 未定 (募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2023年3月14日に決定する。)

- (7) 申込期間 2023年3月15日 (水曜日) から2023年3月20日 (月曜日) まで

- (8) 申込株数単位 100株

- (9) 株式受渡期日 2023年3月23日 (木曜日)

- (10) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。

- (11) 資金の用途 『ibisPaint』の新規ユーザ獲得のための広告宣伝費、IT技術者確保のための採用費及び人件費に充当する予定。

- (12) その他 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。  
前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

(第三者割当増資による募集株式発行)

当社は、2023年3月23日の東京証券取引所グロース市場への上場に伴い、2023年2月17日開催の取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、以下のとおり第三者割当による募集株式の発行を決議いたしました。

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 127,500株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（（公募による募集株式発行）(2) と同一とする。）
- (3) 申込期日 2023年4月21日（金曜日）
- (4) 払込期日 2023年4月24日（月曜日）

- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、2023年3月14日に決定される予定の割当価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

- (6) 割当方法 割当価格で東海東京証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する

- (7) 割当価格 未定（（公募による募集株式発行）(10) と同一とする。）

- (8) 申込株数単位 （公募による募集株式発行）(8) と同一とする。

- (9) 資金の使途 （公募による募集株式発行）(11) と同一とする。

- (10) その他 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。

- (10) その他 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。

オーバーアロットメントによる株式売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止する。

独立監査人の監査報告書

2023年2月17日

株式会社アイビス  
取締役会 御中

仰星監査法人  
名古屋事務所

|                        |             |
|------------------------|-------------|
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 小 川 薫 |
|------------------------|-------------|

|                        |               |
|------------------------|---------------|
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 川 合 利 弥 |
|------------------------|---------------|

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイビスの2022年1月1日から2022年12月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2023年2月17日開催の取締役会において公募による募集株式発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連して、第三者割当増資による募集株式発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第24期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下の通り報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、内部管理体制強化のため整備・構築されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査計画（監査方針及び監査の分担等）に準拠し、重要な会議に出席し取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、内部監査室等と連携の上、本社及び全事業所への往査・ヒアリングを行い、業務の執行状況を調査しました。
- (2) 事業報告に記載されている内容については、取締役会等における審議の状況等を踏まえ検討しました。
- (3) 会計監査人（仰星監査法人）が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行は適正に行われており、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人（仰星監査法人）の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

即ち、計算書類及びその附属明細書は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しており、当該期間の会社の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認められます。

2023年2月22日

株式会社アイビス 監査等委員会

常勤監査等委員 尾関一平 ㊟

監査等委員 宮崎陽平 ㊟

監査等委員 近藤直生 ㊟

(注) 監査等委員 宮崎陽平及び近藤直生は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区八丁堀一丁目9番8号  
八重洲通ハタビル6階  
アットビジネスセンター東京駅八重洲通り 601号室  
TEL 03-6627-2151



会場最寄駅

- JR東京駅（八重洲口）より徒歩約10分
- 日比谷線 八丁堀駅（A5出口）より徒歩2分